

令和3年度第4回人権教育・啓発に関する豊川市行動計画等策定審議会

日時：令和4年2月8日（火） 午後3時より

場所：豊川市役所 本34会議室（本庁舎3階）

1 あいさつ

2 議題

(1) パブリックコメントの実施結果について

〈事務局〉

「資料1」の説明

(2) 第2次人権教育・啓発に関する豊川市行動計画（案）について

〈事務局〉

「資料2・3」の説明

【資料3における意見】

〈委員〉

不適切な表現がないかに関して、46 ページ「②青少年の健全育成に努めます」のところに「青少年が健全な心身を養い」とあるが、「健全な心身」という表現を、例えば身体障害者が見た時にどう思うかという点が気になった。代案として、「青少年が健やかに育ち」くらいが良いのではないかと思う。

〈会長〉

私は個人的に「健全な心身を養い」に違和感はない。

〈委員〉

使い古されたと言っはいいませんが、ごく普通の表現だと思う。確かにご指摘のとおりだが、そういうところの指摘をすとかえって難しくなると思う。

〈委員〉

私が申し上げたいのは、性的マイノリティでも私たちが考える分にはそれほど問題ではないけれど、当人から見ればなぜ差別されるのかと思うのでは。特にセクハラがそうである。セクハラは定義は、「受けた人が感じたらセクハラ」という観点だが、この場合も身体障害者の立場に立って我々は委員会として「健全な心身」を行動計画の中に持つかどうかということが気になっているため提案した。

〈委員〉

この行動計画に載せるというところでは、委員のご意見はよくわかるが、身体障害者の方が健全ではないかという、そうではないと思う。

〈委員〉

身体障害者代表で意見を述べるが、「心身」が気持ちの上で引っかかるので「健やかに育ち」という表現に直していただきたい。

〈委員〉

例えば片足がない身体障害者が、「私はこの計画から除外されているのかな」という思いになることはないか、という気がしたので提案した。

〈会長〉

今日が最後の審議会なので、検討いただくということで。

〈委員〉

用語の統一に関して、70 ページを見て、ここでは元号と西暦は必ず併記という形で今までずっときていると思うが、第2パラグラフの「ハンセン病」のところでは西暦しか書かれていないのと、3つ目のパラグラフ「また、令和元年」のところは西暦がないということが気になった。

〈委員〉

66 ページですが、上から3行目に「4割」とあるが、70 ページの下から5行目では「約40%」となっているため、統一した方が良いのではないかと思います。

それから、42 ページの4行目『我が国においては、昭和23年(1948年)に「児童福祉法」が施行、昭和26年…』とあるが、「施行」で止まると読んでいてリズムが変だと思うが、これに対して54 ページの第2パラグラフが始まる1行目であるが、『我が国においては、昭和45年(1970年)の「障害者基本法」の施行以来』とした方が、文章の流れ的には良いのではないか。

あと、89 ページの語彙の説明のところに「バリアフリー」とあるが、これは「英語のバリア(障壁)とフリー(自由な・～からのがれる)」と書いてあるが、ここに書いてあることは違うのではないかと思います。バリアフリーというのは別に自由でもないし、「自由な」をここに書くのはおかしいのではないかと思います。バリアフリーはタックスフリーと同じ。税金がない。免税。バリアフリーのフリーは「ない」という意味で、バリアがないということであるので、「～からのがれる」というのは近いかもしれないが、ここでのフリーは「～がない」というのが正確な意味であると思うので、ここは訂正すべきだと思う。

あと、22 ページ「学校・幼稚園・保育所等における教育は、幼児や児童生徒が」とあるが、ここを少し変えたほうが良いと思う。「学校・幼稚園・保育園等における教育は、児童生徒や幼児が」というように、児童生徒が先にくる順番が良いと思う。ま

た、2行目のところで「学校等の人権教育において、児童生徒等」の「等」はいるのかどうかという点で、「学校等」はどこまで含めるのかという問題もあり、私は学校には児童と生徒しかいないと思うので、「児童生徒等で子どもたちに」となった場合、児童生徒の他に誰に人権教育をするのだろう、「等」の中身は何だろうというところも考えなければならない。

なおかつ私はこのパラグラフで大事なことは、「学校教育では児童生徒に人権の問題を認識させて、その実践力を身に付けるように指導しましょう」と、学校については指導の方法が載っている。「また」の後だが、「幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、保育士等の資質向上による指導の充実も重要です」ということで、学校で言っていることは具体的に問題を認識させて実践力を身に付けるというように説いているのに、幼稚園や保育園においては、指導する先生たちの資質を上げなければならないということで、ちょっとここは学校にならうことと言うと、幼児はどのようにやるかということで、小さい時からきちんと人権教育については、「嘘についてはいけません」「弱い者いじめはいけません」といったことを幼稚園や保育園で教えることを人権の教育だと思うので、そのようなことをここで書くべきだと思う。

私は、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う初期の重要な段階であることを強く認識して、人権意識を芽生えさせ、育むことが肝要であるということで、幼稚園や保育園においてもどのような実践教育をするかという中身を述べなければ、学校と幼稚園、保育園のやっていることがずれるのではないかと思う。保育士等の資質向上については24ページで具体的に「教職員・保育士の指導力の向上」について述べているので、これで良いのではないかと思う。

〈会長〉

私は22ページの現状と課題の「学校等の人権教育においては、児童生徒等」はやはり教師や保育士も入っているのではないかと思う。全体で見ると別のところに書かれてはいるのですが、人権教育としてやっているのだから、教師や保育士も対象にした人権教育が必要だと思う。例えば私たちが人権教育で学校に出向いた場合、もちろん子どもにも人権について教育することは趣旨ではあるが、教師や保育士もいるので、そのような方たちにも話を聞いて、啓発していくという立場をとっているものであるから、私は「等」はそのように理解をしている。

〈委員〉

私は全く違う。これは先生の立場として学校で教える対象になっている子たちをどのように指導するかということなので、ここに先生が入っているとするのは違うのではないかと思う。

〈委員〉

ただ現状と課題ということであって、その次に取り組みの方向が入ってきて、その中の「(2) 教職員・保育士の指導力の向上」があるものであるから、それを含めて考えれば、このところを現状と課題の中には教師や保育士も入る必要があるのではな

いかというように思う。

〈委員〉

先ほどの会長のご意見でよろしいのではないかと。事務局とも相談していただいて。

〈会長〉

こちらで責任をもって事務局と話し合いをして進めていくので、ご了解をいただきたい。

〈委員〉

会長の意見に反対なのだが、この「等」の中に「先生」が入るという考え方には驚きである。第1パラグラフは「学校、幼稚園、保育園等における教育」は、ここでは「児童生徒、幼児」と言っており、対象がはっきりしているわけである。ところがここへ「先生」も入れたら、例えば窓口でこれからセクハラなどを対応する時も、やる方と受ける方が一緒になってしまうということ項目立てすることに対して意味がなくなってしまうのではないかと。

〈会長〉

ただ取り組みの方向に「(2) 教職員・保育士の指導力の向上」があるものだから、そのような考えになった。

〈委員〉

子どもたちにきちんと教えるための指導の向上に関しては私も全く同感である。

〈会長〉

この内容に関しましても一度ご検討いただければと思う。

では確認として、私と副会長が変更内容の確認後に計画案について当審議会として承認するというようにさせていただきたいと思うのでご了解いただきたいと思う。

(3) パートナリシップ宣誓制度の導入について

〈事務局〉

「資料4」の説明

【資料4における意見】

〈委員〉

いつからやるのか。

〈事務局〉

令和4年7月1日から導入予定である。

〈委員〉

すでに制度を取り入れているところでは、どんな効果があるのか。

〈事務局〉

パートナーシップ制度を導入することで、当事者の方に対して受領証というものを作りまして、それを提示することで利用できる制度を今後検討していきたいと考えている。例えば、宣誓した方であれば市営住宅に入居ができたり、病院で医師の説明を受けたり、面会の時に家族と同等の扱いがなされたりする。あとは民間のサービスにおいて、携帯電話の家族割が家族と同等にみなされたり、生命保険の受取人の適応ができたりする。

〈委員〉

申請した方はいるのか。

〈事務局〉

他市ではいる。豊橋市は去年の4月から導入されているが、5件申請があり、蒲郡市は今年の1月4日から制度が始まって、1件申請があったと聞いている。

〈委員〉

性的マイノリティについてはちょうど77ページに該当するところだと思うのですが、それを一読した後に今の提案をお聞きして、そのような方向に向かっていければよいと思った。

3 その他

〈委員〉

今後の流れとしては、修正案を会長、副会長にご確認いただいた後に各案の策定をしていきたいと思うが、まずはパブリックコメントの実施結果につきましては、市議会に報告をするとともにホームページの方で公表させていただきたい。そして会長、副会長に計画案をご確認いただきましたら、この計画案を市長まで決裁をとった後に計画の冊子の印刷に入る予定である。出来上がりましたら委員の皆さまに配布をさせていただき、策定後は、市のホームページにて公表する。

以上